

12/24 火

# 辺野古年内にも代執行

## 沖縄県、設計変更承認せぬ方針

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への移設計画で、新たな区域の埋め立てのため防衛省が申請した設計変更を承認するよう県に命じた福岡高裁那覇支部判決をめぐり、県は25

日の期限までに承認しない方針を固めた。国は県に代わって承認する「代執行」を年内にも行う見通しで、来年1月にも県が埋め立てを認めていい区域で工事が始まる。

を代執行した事例は過去にない。国と地方の関係を対等と位置づけた地方自治法の理念を損なうとの批判も出ている。

移設計画を巡っては、防衛省が2020年に辺野古北側の大浦湾で軟弱地盤の改良工事のため設計変更を申請したが、県を承認しない場合に行わ

れるもので、判断が注目されていた。玉城氏は代執行訴訟で、知事選や県民投票で示された埋め立て反対の民意を尊重するよう訴えており、20日の判決後も「到底容認できるものではない」と反発していた。上告する方向で最終調整している。

代執行は、期限内に玉城デニー知事が設計変更

が21年に「地盤の安定性の検討が不十分」などとして不承認とし、法廷闘争となつた。今年9月の最高裁判決で県が敗訴し、承認を求めた国のは

正指示が適法であるといふが確定。玉城氏がなお承認を拒んだため、國が地方自治法に基づき代執行訴訟を起こしていた。

（小野太郎、上地一姫）